

第3章 計画の基本的な考え方





第3章では、この計画の大きな方向性や、根幹となる考え方を示しています。

第3章 目次

1. 地域福祉の強化に向けた方向性(p. 43)
2. 基本理念(p. 44)
3. 基本目標(p. 45)
4. 計画の体系(p. 46)

1. 地域福祉の強化に向けた方向性～那須塩原市の地域共生社会～

地域福祉とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持って暮らせるように、市、市民、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組みを作ることです。

地域福祉の推進にあたっては、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められますが、その際には「自助・互助・共助・公助」の視点が重要です。

市民には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、市民同士で支え合い、助け合う「互助」の役割が求められます。一方、市民活動やボランティアによる取り組み等の自助・互助が主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」が市などの役割です。

本市では、地域共生社会の実現をめざすために、様々な関係機関が密接に連携し合いながら誰ひとり取り残さない「包括的な支援体制」を整備し、複雑・複合化する地域課題の解決を目指します。

地域共生社会の実現に向けた体制イメージ



2. 基本理念

第3期計画では、第2期計画から継続している「ともに助け合い 支え合い 心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に市民を取り巻く各課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支え合い、適切なサービスを受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

そのため、すべての人が住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活を送ることができるように、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支え合う地域づくりを目指します。

本計画では、市政運営の基本方針である「第2次那須塩原市総合計画」の基本構想に掲げる福祉における基本政策「誰もが生き生きと暮らすために」の実現に向け、地域福祉の充実に取り組みます。

本市の地域福祉をめぐる課題解決を目指し、これまでの地域福祉分野における取組等を踏まえ市民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、本計画では第3期計画の基本理念を引き続き踏襲し、「ともに助け合い 支え合い 心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして」を掲げます。

第4期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念

ともに助け合い 支え合い

心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして

3. 基本目標

本計画の基本理念の実現を図る上での方向性となる基本目標を、次のとおりとします。

基本目標1 相談支援の充実

地域において福祉サービスや支援を必要とする人が、多様なサービスを総合的に利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進するとともに、総合的な相談体制の充実を図ります。

また、地域福祉活動を行う様々な団体の活動を支援・促進し、地域で支え合う力の活性化を図ります。

さらに、成年後見制度等の権利擁護の推進、近年本市でも増加している生活困窮者への自立支援に取り組みます。



基本目標2 社会参加の促進

すべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害がある人もない人も、また、子どもや高齢者、外国人など、誰もが安全に生活できる環境づくりを目指します。

また、地域の支え合う力をより一層高めるために、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりや活動の拠点づくりが必要です。地域の一人ひとりが地域福祉活動に積極的に参加することのできる仕組みづくりを行うことで、地域の人々の社会参加の促進を目指します。

基本目標3 地域づくり(地域力の強化)

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

地域社会においては、市民同士のつながりの変化や高齢化、希薄化等、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに助け合い、支え合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

さらに、地域住民や消防・警察などの関係機関と連携して、子どもや高齢者、障害者、外国籍の方などの要支援者を犯罪や災害から守るため、地域ぐるみでの取組を推進していきます。

市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気がつける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。



4. 計画の体系

